

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

当診療所では、より安全で質の高い医療を提供するため、上記加算の算定要件を満たす体制を整えています。

- 1.オンライン請求を行っています。
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
4. 診療報酬明細書の無料交付・その旨の院内掲示を行っています。
- 5.マイナンバー保険証使用率（30%以上）
- 6.マイナンバーカードの利用についてお声掛け、ポスター掲示を行っています。
7. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載しています。

2026 年診療報酬改定に伴い「電子的診療情報連携体制整備加算」を2026 年 6 月 1 日より月に 1 回に限り、算定しております。

以上、当診療所では医療 DX を推進し、質の高い医療を行うため十分な情報を取得し活用することに努めています。ご理解の程何卒よろしくお願い申し上げます。